



## 外国投資者は中国においてどのようにして人民元で投資或いは再投資を行うのか？

### このアラートで検討している法規

- 中国人民銀行による国境を跨ぐ人民元業務において関連する問題の通知 (銀発[2011]145号)
- 国家外貨管理局資本項目管理司による外商投資性会社の再投資に係る出資検証(验资)の確認において関連する問題の操作指南の通知(匯資函[2011]7号)
- 国境を跨ぐ人民元決済の試験プログラムに関する管理弁法(中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)

### 背景

人民元の国際化の加速化に伴って、外貨の代わりに、外国投資者による人民元での投資或いは再投資活動を行う機会が増えてきた。しかし、関係する審査手続が比較的複雑であり、潜在的な税務コストが発生する可能性もある。最近、関係する政府部門は人民元による投資と再投資に関する一連の通達、すなわち、銀発[2011]145号、中国人民銀行公告[2011]第1号及び匯資函[2011]7号(以下、「7号通知」と略称)を公布した。

上記通達の主な内容及び KPMG 中国の所見は次の通りである。

### A. 海外からの直接投資

#### 1. 外国投資者の人民元資金の源泉

国務院は2009年4月8日に全国の4都市を指定し、国境を跨ぐ貿易の人民元決済ができる試験都市にすることを決定した。試験プログラムに係る海外国家(地域)には、アセアン(東南アジア諸国連合)、香港とアモイが含まれていた。試験プログラムでは、試験都市において指定された企業は国境を跨ぐ貿易の人民元決済が許可され、関係する海外の国家(地域)の企業は人民元で回収できるようになった。銀発[2010]186号文では、試験都市の範囲を4都市と16省、即ち、北京、上海、重慶、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、四川、雲南、チベット及び新疆にまで拡大した。それと同時に、国境を跨ぐ貿易の人民元決済ができる海外地域の範囲は全ての国家と地域にまで拡大された。

## 2. 外国投資者の人民元による投資活動の範囲

外国投資者は合法的に獲得した人民元を利用して中国で投資することができる。この投資活動には、新設会社に対する出資、国内企業の買収、持分譲受け及び既存会社に対する増資、株主貸付が含まれる。

## 3. 現段階では禁止されている投資活動の範囲

外国企業による人民元での直接投資は、現段階ではまだ案件ごとに試験的に認められている段階である。関連する業務の円滑かつ秩序的な遂行を確保し、投機資金の流入を防ぐため、現段階の試験プログラムにおいて、外国企業の人民元による、国家の外商投資制限類及び重点規制類項目に対する直接投資は受理されない。

## 4. 外国企業の人民元による直接投資申請に関する業務フロー

以下の業務フローに従って処理される。

- 外国投資者或いは中国国内の外商投資企業の国内決済銀行は、現地の中国人民銀行の副省級都市の中核支店以上の分支機構に個別案件の試験項目に関する申請書及び商務主管部門の批准資料或いは批准証書を提出しなければならない。
- 中国人民銀行の副省級都市の中核支店以上の分支機構は国内決済銀行からの申請書類を受理後、審査にて同意した場合、中国人民銀行の本店へ報告する。
- 中国人民銀行の本店は、人民元による国境を跨ぐ投融資業務の個別案件の試験項目に関する審査会議を行い、個別案件の試験項目について集中的に審議する。
- 同意を得た個別案件の申請については、中国人民銀行の本店が中国人民銀行副省級都市の中核支店以上の分支機構に返答する。中国人民銀行副省級都市の中核支店以上の分支機構は国内決済銀行へ人民元で国境を跨ぐ投融資業務の記録通知書を発行する。
- 国内決済銀行は記録通知書をもって外国投資者或いは国内外商投資企業に人民元銀行決済口座の開設を行い、人民元資金での国境を跨ぐ決済を受理する。

また、外国投資者或いは国内外商投資企業は、商資函[2011]72号と匯綜発[2011]38号文の規定に従って、商務部と外貨管理局或いはその他の地方分支機構と共に関連する手続を行わなければならない。

## B. 外商投資性会社を経由しての再投資

### 1. 外商投資性会社が国内企業へ再投資できるケース

商務部令[2006]第3号(以下、「3号令」と略する)と7号通知の規定によれば、外商投資性会社はその中国国内で合法的に獲得した人民元利益、減資、清算、出資の引き揚げ、持分譲渡、投資の先行回収或いはその他の国内での合法的な所得を源泉として、国内企業へ再投資する又は自らの登録資本金を増やすことができる。

### 2. 上記の再投資を行うため、入手すべき立証資料

- 外貨管理局が発行した外国投資者が人民元利益等の国内合法的所得によって再投資することに対する資本項目外貨業務審査資料
- 納税証明書



余剰資金を利用して直接再投資活動を行うことができなくなったため、外商投資性会社が財務フォーキャストを行う際には、配当と見なされ納付すべき源泉所得税コストを考慮に入れ、修正を行うべきである。外国企業はその投資構造及び投資性会社の設立の目的を考え直すべきである。

Vincent Pang  
Tax partner, Beijing  
KPMG China

### 3. 上記の再投資活動の税務に対する影響

外商投資性会社の登録資本金の増加は、関連する利益の資本化を意味している。即ち、外商投資性会社はその登録資本金を増加する前に利益処分を行ったとみなされる。企業所得税法の関係規定によれば、関係する租税条約或いは協議(合意)により優遇的な税率が規定されている場合を除き、非居住企業投資者は国内居住企業から配当を受取った際に10%の源泉所得税を支払わなければならない。

### 4. 外商投資性会社による国内企業への再投資の条件、具体的な審査手続及び提出すべき資料に関する規定

3号文は、外商投資性会社が国内企業へ再投資する際に登録資本金の増加を通して実施しなければならないと明確には規定していない。当該文では、外商投資性会社が増加した登録資本金の一部分或いは全部を国内投資し、会社設立に使用することができるのみ規定している。

但し、7号通知では、外商投資性会社が登録資本金の増資手続を完了した後、関連する法規に従って国内企業への再投資を実施しなければならないと明確に規定している。具体的な審査手続と提出すべき資料は以下の通りである。

- 再投資先企業の所在地外貨管理局は会計師事務所が発行した出資検証(验资)確認申請書、「外国投資者出資情況証書確認函」及び再投資認可資料をもって関係する手続を行い、かつ「外商投資性会社の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会函」をタイムリーに外商投資性会社の所在地外貨局へファックスで送らなければならない。
- 外商投資性会社の所在地外貨局は、2稼働日以内に「外商投資性会社の国内合法所得による再投資に関する証書確認照会回答函」を記入し、返答しなければならない。
- 再投資先企業の所在地外貨局は上記の返答を受取った後、関係する出資検証(验资)確認登記手続を行わなければならない。
- 外商投資性会社は資金を再投資先の国内企業へ送金する。

### 5. 中国で外商投資性会社の資格を取得していない持株会社が再投資を行う場合の処理

7号通知では、非外商投資性会社の持株会社による再投資行為について明確に規定していない。しかし、実際の手続においては、関係する政府部門が7号通知において規定されている基本原則に従って処理する可能性もある。

### 6. 外商投資性会社の再投資先の国内企業が外貨利益相当額を外商投資性会社へ配当する場合の処理

国内企業は、「外商投資企業外貨登記証書」と董事会の利益処分決議書と納税証明書をもって送金手続を行うことができる。

企業所得税法の規定によれば、居住企業がもう一方の居住企業から得た利益について一定の条件を充足した場合、企業所得税が免除される。

## KPMG 中国の所見

外国投資者が人民元で貿易の決済を行うことは、将来の中国での投資活動と購買に係る為替リスクを低減することができる。新たに公布されているこれらの規定は、上述の目標を実現させるために、より便利な手続と方法を提供している。しかし、実務においては、必要とされている手続の複雑さにより執行上において多くの問題をもたらしている。しかしながら、外国企業はこれらの規定からメリットを得るよう考慮すべきである。



新法規の公布は、新たな機会をもたらすと同時に、不利な要素も招いている。外国企業と外商投資性公司はその貿易方式と投資戦略を再評価し、もって、為替リスクを把握し、税務の効率性を高めるべきである。

Chris Ho  
Tax partner, Shanghai  
KPMG China

7号通知が公布される前は、外商投資性公司がその投資収益(その国内の子会社から稼得した利益)を利用した国内企業への再投資については明確に禁止している法規がなかった。その子会社から得た配当について企業所得税の納付が免除されていたため、外商投資性公司を中国国内投資における1つの投資ツールとして利用し、税収の観点からは一種の繰延納税の手段としていた。しかし、7号通知が公布された後は、外商投資性公司はその登録資本金の増額を通じた国内企業への再投資しか認められなくなった。したがって、外商投資性公司を利用して国内企業の利益を留保し、繰延納税を実現することができなくなり、さらに外商投資性公司の登録資本金を増額すれば、より多くの資金が中国に残留することになる。外商投資性公司の持株会社モデルを採用している或いは採用しようとしている多くの外国投資者は、7号通達がその現行の或いは計画している持分組織にもたらす潜在的な影響に驚いているだろう。7号通知がもたらすこのような影響は、中国政府の外商投資者に対する投資性持分公司的設立奨励の趣旨とは逆になっているように見える。ここで注意しなければならないのは、7号通知は、外貨管理局によって一方的に公布された内部通達であり、国家税務総局がこのプロセスに参加し意見を表明しているかどうかについては明確になっていないことである。しかし、7号文は既に公布されており、これに関連する問題は関係する政府部門の関心を引き起こすだろう。したがって、投資家が人民元で投資或いは再投資活動を行おうとしている場合は、詳細な研究かつ慎重なプランニングが必要となるだろう。

# Contact us

## **Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

## **Beijing/Shenyang**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

## **Qingdao**

### **Vincent Pang**

Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

## **Shanghai/Nanjing**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

## **Hangzhou**

### **Martin Ng**

Tel. +86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

## **Chengdu**

### **Anthony Chau**

Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

## **Guangzhou**

### **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

## **Fuzhou/Xiamen**

### **Jean Jin Li**

Tel. +86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

## **Shenzhen**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

## **Northern China**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

## **Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

## **Roger Di**

Tel. +86 (10) 8508 7512  
roger.di@kpmg.com

## **John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

## **Jonathan Jia**

Tel. +86 (10) 8508 7517  
jonathan.jia@kpmg.com

## **Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

## **Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

## **Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

## **Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

## **Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

## **Abe Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7096  
abe.zhao@kpmg.com

## **Catherine Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7515  
catherine.zhao@kpmg.com

## **Central China**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

## **Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
+86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

## **Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

## **Dawn Foo**

Tel. +86 (21) 2212 3412  
dawn.foo@kpmg.com

## **Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

## **Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

## **Martin Ng**

Tel. +86 (21) 2212 2881  
+86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

## **Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

## **Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

## **Lachlan Wolfers**

Tel. +86 (21) 2212 3515  
lachlan.wolfers@kpmg.com

## **Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

## **Zichong Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3404  
zichong.xu@kpmg.com

## **William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

## **David Huang**

Tel. +86 (21) 2212 3605  
david.huang@kpmg.com

## **Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

## **Leonard Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3350  
leonard.zhang@kpmg.com

## **Southern China**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

## **Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
+86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

## **Jean Ngan Li**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
jean.li@kpmg.com

## **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

## **Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

## **Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Ayesha M. Lau**

Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayasha.lau@kpmg.com

## **Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

## **Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

## **Alex Capri**

Tel. +852 2826 7223  
alex.capri@kpmg.com

## **Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

## **Ken Harvey**

Tel. +852 2685 7806  
ken.harvey@kpmg.com

## **Nigel Hobler**

Tel. +852 2143 8784  
nigel.hobler@kpmg.com

## **Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

## **John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

## **Curtis Ng**

Tel. +852 2143 8709  
curtis.ng@kpmg.com

## **Kari Pahlman**

Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com

## **John Timpany**

Tel. +852 2143 8790  
john.timpany@kpmg.com

## **Jennifer Wong**

Tel. +852 2978 8288  
jennifer.wong@kpmg.com

## **Christopher Xing**

Tel. +852 2978 8965  
christopher.xing@kpmg.com

## **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2011 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2011 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.